(第11回さいたま市明るい選挙

# 選挙デザー



さいたま市選挙キャラクター **みらいクン** 

# 公職選挙法 が改正されました。

国政選挙は今年の6月19日の後に公示される選挙から、満18歳、19歳の方も投票できるようになります。(※)新しく有権者になる方も、忘れずに投票に行きましょう! ※地方選挙は、上記国政選挙の公示日以後に告示される選挙から適用になります。



## ご存知ですか? 明るい選挙推進協議会! 略して

全国で約8万人、さいたま市では約1,100人の方が参加している民間の団体です。 自主的に参加された方、自治会から推薦された方、学識経験者、青年団体の代表者、女性団体の 代表者、報道関係者、教育関係者などが参加し、明るい選挙推進運動を実施しています。



選挙のめいすいくん

#### <明るい選挙推進運動の目的>

- ①選挙違反のないきれいな選挙が行われること
- ②有権者がこぞって投票に参加すること
- ③有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、 政党の政策などを見る目を養うこと

☆特定の政党や政策、候補者を支持したり反対したりする選挙運動や政治活動ではありません。

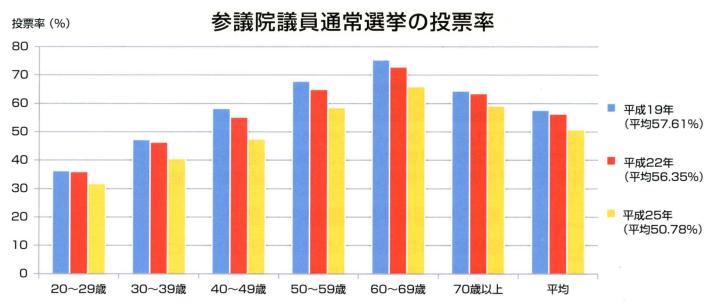
選挙権年齢の引下げにより、さいたま市では18歳、19歳の約25,000人の方が新たに投票できるようになります。 このことをより多くの方に知っていただくため、選挙管理委員会と協力してこの回覧を企画しました。

さいたま市・区明るい選挙推進協議会 / さいたま市・区選挙管理委員会

# 注意しましょう!

# 18歳以上(有権者)になれば、選挙運動もできるようになりますが、 次のようなことに注意してください。

- 公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制(※)の対象となる場合、成人 同様に刑事処分の対象となる可能性があります。
- 高校などで同じ学年の生徒であっても、満18歳未満の方は選挙運動が 禁止されています。
- 自分で選挙運動メッセージをホームページやブログに書き込むだけで なく、SNS等で広める(リツイート、シェアなど)ことも選挙運動になります。
- 候補者や政党等以外は、電子メールを利用した選挙運動はできません。
- ※ 連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者(秘書、親族など)が買収罪などの罪を犯し、 刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者 や立候補予定者について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。



全体的に、投票率が低下傾向にあり、特に、若い方の投票率が著しく低いことがわかります。 18歳、19歳の新しい有権者の力で投票率を向上させましょう。今年は、参議院議員通常選挙が予定されています。 投票日当日に投票に行けない方も、期日前投票などを利用して投票できます。

### さいたま市選挙管理委員会 http://www.city.saitama.jp/006/009/



電話 048-829-1773

FAX 048-829-1994